

政治・経済プリント解説 (No. 2 その1)

令和2年5月3日 (日)

3年生の皆さん、家に留まって規則正しく生活できていますか？休日の学習は朝がお勧めです。早起きは三文の得。1日が有意義に過ごせます。今日は政経プリントNo.2の前半「日本国憲法の成立」を解説します。

伊集院高等学校 地歴公民科 中村 隆治

※ 教科書 p20～25および資料集 p34～43を参照し、ノートの板書欄にまとめましょう。

- ① 大日本帝国憲法の制定
- ◎ **欽定憲法**…君主が定めて国民に与える
日本国憲法は民定憲法
 - ・天皇の地位…神聖不可侵 統治権の総攬者
 - ◎ **統帥権の独立**…陸海軍の指揮権は天皇大権であり、議会や内閣の干渉を受けない。
 - ◎ 人権保障…臣民の権利として法律の範囲内で保障。 (**法律の留保**)
 - ・帝国議会…天皇の**協賛**機関
 - ・内閣…天皇の**輔弼 (ほひつ)** 機関
- ※総理大臣…各国务大臣と対等の地位 (同輩中の首席)。
- ・司法…天皇の名で行う。
(特別裁判所の設置を認める)
- ② 日本国憲法の成立
- ・憲法問題調査委員会 (松本委員会)
…GHQの指示により憲法改正案(松本案)を作成→明治憲法と大差なく却下。
 - ・マッカーサー草案…GHQが作成。日本政府案として第90帝国議会で審議、修正され46年**日本国憲法**として公布。
 - ◎天皇の地位…日本国及び日本国民統合の**象徴**
※形式的な**国事行為**を内閣の助言と承認を受けて行う。(総理大臣の任命, 国会の解散等)
 - ◎**憲法改正**…両議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議, 国民投票で過半数の賛成が必要 (憲法96条)
 - ※憲法審査会…衆参両院に設置。憲法改正を審議
- ③ 憲法の基本原理
- ◎基本原理…**国民主権・基本的人権の尊重・平和主義**
 - ・最高法規性…憲法に反する法律・命令は無効 (憲法98条)
 - ・**硬性憲法**…憲法の改正に通常法律より慎重な手続きが求められる憲法。
改正の手続きが法律と同じ→軟性憲法

〈解答〉(順に) 硬性憲法 ア 臣民の権利 イ 法律の留保 ア 総攬者 イ 協賛
ウ 輔弼 (ほひつ) 統帥権の独立 憲法問題調査委員会 ア 総意 イ 象徴
内閣の助言と承認 ア 3分の2 イ 発議 ウ 過半数 憲法審査会

高く飛ぶために低くしゃがめ (山中伸弥教授ノーベル賞受賞の際のスピーチ)

2回にわたり政治・経済プリントの解説をお送りしました。3年生の皆さんにとっては早ければ15分で終わりそうな内容です。けれども政治・経済という教科を3回も4回も見直して復習する人は今の時期ほとんどいません。新しく始まったこの科目を自分の得意科目にする良い機会ですよ (もちろん今の時期は国数英の学習中心なのはもちろんですが)。大きな飛躍には、十分な反復練習が必要です。自宅学習が続く今こそその時期です。頑張れ！伊高3年生！

No.2後半の解説は連休明け7日に学校で配布します。余裕のある人はどんどん先へ進んでください。